

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
1-1	市町	P1	3Rの説明には、ふりがなを付けて、わかりやすくした方が良いのではないか。	最終案に 反映	ご意見を踏まえ、記載を変更します。
2-1	団体	P4～ P16	平成14年度から減り続けたごみの排出量は、ほぼ横ばいの状態にあるが、各市町村における処分費は上昇傾向にあり、収集業者の多くはコスト増によって困難な経営状態に追い込まれている。この原因の一端は、ごみが減っているにもかかわらず、市町村が市場規模以上に収集許可を業者に出していることにより、業者間の価格競争が激しくなっていることに起因していると考えられる。 各市町村は、現在の一般廃棄物収集許可業者の数が規模に見合ったものであるか、また今後、許可を与えるにあたっての計画性について是非検討をお願いしたいと考えている。 また、既に許可を与えられた業者において、収集業者としての実態を備えていない業者については、更新時に許可の取消などについても検討していただきたい。	最終案への 反映が 困難	一般廃棄物処理業の許可については、市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき行われるものであり、また、市町ごとに状況が異なりますので、本計画には記載しておりません。
2-2	団体	P6	平成25年度の処理実績で、直接埋立が27千t(4%)となっていますが、P.8③最終処分の状況では直接埋立量以外に、焼却残さの埋立量(10千t)やその他の施設の処理残さの埋立量(13千t)の記載があります。よってP.6の表現では埋立量が27千tのみのような印象となるので、埋立量(50千t)と記載するのが適切と考える。	最終案に 反映	ご意見を踏まえ、図に注記を加えます。

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
2-3	市町	P10	県内各市町の処理状況を把握しやすいように処理施設の位置図を別途で示してはどうか。	最終案に 反映	ご意見を踏まえ、参考資料に追加します。
2-4	市町	P11	災害廃棄物の量を約 21 千トンから約 205 百トンにするべき。	最終案へ の反映が 困難	一般廃棄物の量は、単位を千トンに統一して表記しています。
2-5	団体	P24	文章中に廃棄物の流入・流出という言葉が使用されているが、聞き手に良い印象を与えないと考える。流入・流出ではなく、例えば「搬入」、「搬出」、「移動」等に置き換えたほうが良いと考える。	最終案に 反映	ご意見を踏まえ、「搬入」や「搬出」に記載を変更します。
2-6	市町	P26	フェロシルトについての注釈を入れるべき。(酸化チタン廃棄物)	最終案に 反映	ご意見を踏まえ、用語集に説明を加えます。
2-7	団体	P28	「・・・・排出事業者の処理責任の徹底の取組が進んでいます。」の文章について、電子マニフェストの普及が進むことが、必ずしも「処理責任の徹底の取組が進んで」いることになるとは限らないと考える。適切な文言への修正をお願いしたい。	最終案へ の反映が 困難	電子マニフェストの利用は紙のマニフェストに比べ、偽造がしにくく、処理の透明性が確保されるため、排出事業者が自らの処理責任を果たすための有効な手段と考えています。
2-8	個人	P28	平成 27 年度の「優良処理業者の認定件数」の目標値 150 件が表で示されておらず、入れてほしい。また、県内所在地の事業所は、73 認定件数(H27.10.31 現在)で、県外も含めた件数の約 26.0%と極めて低い件数である。制度が出来て 1 年目を迎えるがなんと情けない数値と思う。実際制度として動き始めたのは、実質 6 年目だが、それでも少ないと思う。	既に反映 済み	平成 27 年度の「優良処理業者の認定件数」の目標値については、P28 の表 2-1-12 に記載しています。ご意見のとおり、優良認定処理業者の認定件については、重点取組として数値目標を設定し推進していくこととしており、県内の優良認定処理業者の育成についても進めてまいります。

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
2-9	団体	P36	産業廃棄物の発生量については、景気の動向、事業活動等の影響を受ける為、排出抑制には限度がある。 排出抑制について課題として掲げるよりも再資源化率を向上させる事に重点をおいた目標にした方が望ましいと考える。	最終案への反映が困難	産業廃棄物の種類ごとの再生利用率を高めていくことを目指しています。一方で、今後の排出量の予測では、再生利用率の高い産業廃棄物（がれき類）の排出割合が減少する見込みとなっているため、全体の再生利用率の目標値としては微増となっています。
3-1	個人	P39	次の文句を追加してほしい。 「処理責任を徹底し、静脈社会の健全化を図る」	最終案への反映が困難	産業廃棄物の適正処理と透明性を確保するため、優良認定処理業者の育成について進めていきたいと考えています。
4-1	市町	P43	P12の②資源化率で、市町の直接資源化量が減少しており、原因として紙の使用量の減少、再生事業者・小売店店頭回収等の多様な主体による資源回収の活性化をあげ、目標達成の困難性を示している。表 2-1-3 でも平成 25 年度実績も平成 20 年度に比べ下がっている。目標達成が困難であるのに P43 の表 4-1-1 資源化率の平成 32 年度の目標値を 33.3%としている。参考資料でも市町の取組による達成が困難であるとしているのにこの目標値に疑問がある。 目標値の設定はないが資源としての再利用率も同様のことが言えるのではないか。	最終案に一部反映	資源化率の目標値については、市町の一般廃棄物処理計画と整合を図り設定し、また、国の基本方針においても資源化率を同程度向上させることが想定されています。 今後、多様な主体による資源化が一層進むこととなった場合、市町の資源化率については達成が困難となることが予想されますが、社会全体として資源化が進むことが望ましいことから、その旨を記載します。

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
4-2	団体	P47	家庭系ごみ処理の有料化の促進が挙げられているが、一方ではこれを避けるために未だに野焼きが横行しているようにも感じられる。環境汚染や健康被害の重大な要因となるこの野焼き対策についても今後より一層の強化が必要と考えるが、具体的な対応策はあるのか。	最終案への反映が困難	本計画において具体的な取組を記載していませんが、実態を踏まえ、必要に応じて市町と連携し対応します。
4-3	市町	P50	「国の基本方針三. 2. (3)地方公共団体の役割」では、都道府県の役割として、「産業廃棄物の発生抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うように努めるものとする。」と記載されているが、本計画では、中小零細の排出事業者に対する個別具体的な助言等について触れられていない。 しかし、小規模事業者は産業廃棄物処理について知識が不足しているように思われる。本計画においても「中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案を行う。」等の文言の追記をお願いする。	最終案への反映が困難	産業廃棄物の3Rや適正処理の推進については、「国の基本方針」を踏まえ、大企業だけでなく中小零細の事業者に対しても、個別訪問や適時必要な指導・助言を行っているところです。本計画においては、中小零細の排出事業者に対する指導・助言を明記していませんが、今後も引き続き、発生抑制や排出事業者責任の徹底等を実施していくこととしています。
4-4	団体	P50～ P51	廃棄物の発生・排出抑制の促進・推進及び循環利用の促進・推進に対し、産業廃棄物税の使途（事業補助金、技術研究開発事業費など）との関係性についても記載した方が、より効果的であると思う。	最終案に反映	ご意見を踏まえ、参考資料に産業廃棄物税の使途事業を記載します。

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
4-5	個人	P52	前計画には、優良処理業者の認定件数・目標値が掲げられています。今回の計画にも目標値を設定され、行政や関係団体等が一丸となり本制度を推進され、「静脈社会の健全化」の命綱としていただきたい。	既に反映済み	優良認定処理業者の育成について、重点課題として位置付けし、数値目標を設定し、関係団体と連携し取り組んでいきます。
4-6	団体	P57	P.31にて産業廃棄物の不法投棄発生件数の平成27年度目標として20件(10t以上0件)が設定されていたが、次回計画(案)においては「一定規模(100t)以上の不法投棄の発生の件数」として平成32年度目標値が0件とされている。 P.58の重点課題5として「産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応」が挙げられているので、一定規模を100t以上と設定するのではなく、もっと低い数値を設置するべきと考える。	最終案への反映が困難	産業廃棄物の不法投棄については、県民の生活環境に影響が生じないよう早期発見・早期対応が重要であり、反復継続による規模拡大を防止する目標として100tと設定しています。
4-7	団体	P59	循環型社会形成推進基本法に基づく様々な活動の実行に対して、全国レベルに於ける三重県の位置づけや特徴などについての総評を掲載し、より分かりやすい内容に編集できないか。	最終案に反映	ご意見を踏まえ、記載を見直します。

三重県廃棄物処理計画中間案に対する意見と対応

番号	団体	中間案 該当 ページ	意見	対応	意見に対する考え方
5-1	市町	P61	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項」では、「都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努める」とある。</p> <p>また、「国の基本方針 三. 2. (3) 地方公共団体の役割」においても、都道府県の役割として、「一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めるものとする」と記載されている。</p> <p>現在、市町の廃棄物対策部門では一般廃棄物に関する知識が慢性的に不足している。</p> <p>そのことを踏まえて、本計画における市町に対する技術的援助として、一般廃棄物に関する研修を行うなど、市町廃棄物行政に対する支援をお願いする。</p>	最終案に 反映	<p>今後も、行政連絡会議、研修会の開催、検討会参加など、市町の技術的支援を行っていくことは重要と考えています。</p> <p>本計画においても、県の技術的支援が明確になるよう記載を変更します。</p>